防人計（事）第９１号
令和３年３月３１日
一部改正　防人計（事）第１３９号
令和３年６月１日
一部改正　防人計（事）第１５９号
令和４年４月１９日
一部改正　防人計（事）第１５２号
令和５年４月７日

人事教育局長
陸上幕僚長　殿
海上幕僚長
航空幕僚長

事務次官
（公印省略）

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱の試行について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、令和３年４月２３日から試行することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

別紙

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱

（目的）

第１　この要綱は、任期制自衛官退職時進学支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給付金の趣旨）

第２　給付金は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第３６条の規定により、任用期間を定めて任用される自衛官（以下「任用期間の定めのある自衛官」という。）に対する退職後の大学への進学支援を通じて、任期制自衛官の魅力化を図り、任用期間の定めのある自衛官及び予備自衛官等（予備自衛官又は即応予備自衛官をいう。以下同じ。）の充足向上につなげるものとして支給するものである。

（定義）

第３　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　給付金請求者　第４に規定する支給要件を満たした者又は満たすことが見込まれる者であって、給付金の支給の申請を行う者をいう。

⑵　被認定者　第９第１項の規定により、給付金の支給の認定を受けた者をいう。

⑶　担当地方協力本部　給付金請求者からの給付金の支給の申請又は給付金請求者若しくは被認定者からの別記様式第１による任期制自衛官退職時進学支援給付金支給申請書（以下「支給申請書」という。）の記載事項変更の届出を受理した自衛隊地方協力本部をいう。

（給付金の支給要件）

第４　給付金は、給付金の受給を希望する年度において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する給付金請求者に対し、予算の範囲内において支給することができる。

⑴　任用期間の定めのある自衛官であって、法第３６条第１項、第３項、第７項又は第８項に規定する任用期間が満了したことにより退職した者であること。

⑵　予備自衛官等として任用されていること（法第７０条第３項又は第７５条の４第３項の規定により自衛官となっている者を含む。）。

⑶　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条第１項に規定する大学（同法第８３条の２に規定する専門職大学並びに同法第１０８条に規定する短期大学及び専門職短期大学を除く。以下同じ。）の学部（同法第８６条の規定により夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を除く。以下同じ。）に在学していること。

（給付金の額）

第５　給付金の額は、被認定者のうち、予備自衛官に任用されている者にあっ

ては年額４５，０００円、即応予備自衛官に任用されている者にあっては年額２７１，０００円とする。

２　被認定者のうち、第４に規定する支給要件を満たした月数が、給付金の受給を希望する年度において１２に満たない者に対する給付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する給付金の額に、当該支給要件を満たした月数を１２で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　被認定者のうち予備自衛官に任用されている者が、給付金の受給を希望する年度において即応予備自衛官に任用された場合の給付金の額は、前２項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合計した額から既に支給した給付金の額を差し引いた額とする。ただし、これにより既に支給した給付金の額を差し引くことができない場合には、被認定者のうち予備自衛官に任用されている者に対し、差し引くことができない額の返納を求めるものとする。

⑴　第１項に規定する予備自衛官に任用されている者に対する給付金の額に、予備自衛官として任用されている月数を１２で除して得た数を乗じて得た額

⑵　第１項に規定する即応予備自衛官に任用されている者に対する給付金の額に、新たに即応予備自衛官として任用される月数を１２で除して得た数を乗じて得た額

４　前項の規定は、被認定者のうち即応予備自衛官に任用されている者が、給付金の受給を希望する年度において予備自衛官に任用された場合について準用する。この場合において、同項第１号中「予備自衛官」とあるのは「即応予備自衛官」と、同項第２号中「即応予備自衛官」とあるのは「予備自衛官」と読み替えるものとする。

５　前２項の規定による支給額の算定において、予備自衛官に任用されている者に対する給付金が支給される月のうちに即応予備自衛官に任用されている者に対する給付金が支給される月があるときは、その月の予備自衛官としての給付金は、支給しない。

６　第２項から前項までの規定により算定する支給額に１円未満の端数があるときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和２５年法律第６１号）第２条第１項の規定により、その端数を切り捨てるものとする。

７　前各項の規定により支給する給付金は、被認定者が在学している大学の修業年限（学校教育法第８７条に規定する修業年限をいう。以下同じ。）に相当する月数を超えて支給することはできない。

（給付金の支給機関）

第６　給付金の支給機関は、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部とする。

（給付金の支給の申請）

第７　自衛隊地方協力本部長は、給付金請求者から給付金の受給を希望する年度の前年度の６月末日まで（ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、給付金の受給を希望する年度の１２月末日まで）に支給申請書を提出させるものとする。この際、支給申請書は、給付金請求者の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部長に対して提出させるものとする。

２　担当地方協力本部の長は、前項の規定により提出された支給申請書及び申請内容を証明するに足りる書類の内容に誤りがないか確認の上、速やかに、順序を経て陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）に通知するものとする。
３　前項の通知は、給付金請求者が陸上自衛隊の予備自衛官及び即応予備自衛官である場合にあっては陸上幕僚長に、海上自衛隊の予備自衛官である場合にあっては海上幕僚長に、航空自衛隊の予備自衛官である場合にあっては航空幕僚長に対して行うものとする。

（受給資格の審査）
第８　各幕僚長は、第７の規定による給付金の支給の申請があったとき又は第１１の規定による支給申請書の記載事項の変更届出があったときは、その申請又は記載事項の変更内容を確認の上、給付金請求者又は被認定者が、給付金の受給を希望する年度において第４に規定する支給要件を満たすかどうかの審査を行うものとする。

（給付金の支給の認定及び通知）
第９　各幕僚長は、第８の規定による受給資格の審査の結果、給付金の受給を希望する年度において給付金を支給することが適当である場合には、給付金請求者への給付金の支給を認定し、速やかに、その結果を担当地方協力本部の長に通知するものとする。
２　前項の通知を受けた担当地方協力本部の長は、被認定者に対し別記様式第２による任期制自衛官退職時進学支援給付金支給認定通知書を送付するものとする。

（給付金の支給及び支払方法）
第10　各幕僚長は、第９第１項の規定による給付金の支給を認定した日の属する月の翌月の末日までに、その年度において支給すべき給付金の額を支払うものとする。
２　給付金の支払いは、被認定者が指定する金融機関への振込みにより行うものとする。

（支給申請書の記載事項変更の届出等）
第11　担当地方協力本部の長は、給付金請求者の提出した支給申請書の記載事項に変更があったときは、別記様式第１による任期制自衛官退職時進学支援給付金変更届出書（以下「変更届出書」という。）に当該変更内容を証明するに足りる書類を添えて、速やかに、給付金請求者又は被認定者から提出させるものとする。この際、変更届出書は、給付金請求者又は被認定者の現住所の属する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部長に対して提出させるものとする。
２　担当地方協力本部の長は、前項の規定により提出された変更届出書及び当該変更内容を証明するに足りる書類の内容に誤りがないか確認の上、速やかに、順序を経て各幕僚長に通知するものとする。
３　担当地方協力本部の長は、前項に規定する場合のほか、被認定者が第１２第１項に規定する給付金の不支給認定又は第１２第２項に規定する認定の取

消しに該当する事由に該当することを把握した場合は、速やかに、順序を経て各幕僚長に通知するものとする。

４　第７第３項の規定は、前２項の通知について準用する。この場合において、第７第３項中「前項」とあるのは「第１１第２項又は第３項」と、「給付金請求者」とあるのは「第１１第１項の規定による給付金請求者若しくは被認定者又は第１１第３項の規定による被認定者」と読み替えるものとする。

（給付金の不支給認定、認定の取消し及び通知等）

第12　各幕僚長は、給付金請求者において、第９第１項の規定による給付金の支給の認定を受けるまでに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、若しくは第１１の規定による変更届出書の提出を要する場合において提出せず、担当地方協力本部の長からの提出の求めにも応じないといった不適切な対応があったとき、又は被認定者において、その認定を受けた年度の翌年度に次の各号のいずれかに該当する事由が生じることが確認されたときは、給付金は支給しないことを認定（以下「不支給認定」という。）し、速やかに、その結果を担当地方協力本部の長に通知するものとする。

⑴　第４に規定する支給要件を満たさなくなったとき。

⑵　給付金の支給を受けるに当たり、偽りその他不正の手段を用いたとき（過失によるときを含む。）。

⑶　次に掲げるいずれかの事由以外の事由により、法第７０条第１項各号又は第７５条の４第１項各号の規定による招集命令に応じなかったとき。

ア　心身に故障を生じたとき。

イ　配偶者又は１親等の血族が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態であるとき。

ウ　同居の親族が負傷又は疾病により重態であって、本人以外にその看護をする者がないとき。

エ　親族が死亡し、又は住居が滅失し、若しくは重大な災害をこうむった場合において、本人以外にその後始末をする者がないとき。

⑷　心身の故障その他正当な事由以外の事由により、法第７１条第１項又は第７５条の５第１項の規定による訓練招集命令に応じなかったとき。

⑸　給付金を受給した期間が、被認定者が在学している大学の修業年限に相当する月数を超えているとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、給付金を支給することが不適当であると認められるとき。

２　各幕僚長は、被認定者において、その認定を受けた年度内に前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月（当該事由が月の初日に生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月）以降の支給の認定を、又は第１１の規定による変更届出書の提出を要する場合において提出せず、担当地方協力本部の長からの提出の求めにも応じないといった不適切な対応があったときは、変更届出書を最後に提出した日の属する月の翌月以降の支給の認定を取り消し、速やかに、その結果を担当地方協力本部の長に通知するものとする。

３　各幕僚長は、前項の規定（第１項第２号に該当する事由が生じたときに限る。）により既に支給した給付金の全部の返納を求める必要がある場合、前項の規定（第１項第２号に該当する事由が生じたときを除く。）により既に

支給した給付金の一部の返納を求める必要がある場合又は第５第３項ただし書の規定により差し引くことができない額の返納を求める必要がある場合は、返納額を決定し、速やかに、その結果を担当地方協力本部の長に通知するものとする。

４　担当地方協力本部の長は、第１項の通知を受けたときは、給付金請求者又は被認定者に対し別記様式第３による任期制自衛官退職時進学支援給付金不支給認定通知書を、第２項の通知を受けたときは、被認定者に対し別記様式第４による任期制自衛官退職時進学支援給付金支給認定取消通知書を送付するものとし、前項の通知を受けたときは、被認定者に対し別記様式第５による任期制自衛官退職時進学支援給付金返納通知書を送付し、既に支給した給付金の全部又は一部の返納を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第13　担当地方協力本部の長は、第１２第４項の規定により既に支給した給付金の返納を求めるときは、給付金の支給の認定を取り消した日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利７．３パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として求めるものとする。

２　担当地方協力本部の長は、第１２第４項の規定により既に支給した給付金の返納を求めた場合において、これが納期日までに納付されないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１４．６パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として求めるものとする。

（各幕僚長及び担当地方協力本部の長の責務）

第14　各幕僚長は、この要綱の定めに基づき、この要綱の普及徹底を図るとともに、給付金の適正な支給に努めなければならない。

２　担当地方協力本部の長は、この要綱の定めに基づき、この要綱の普及徹底を図るとともに、予備自衛官等が法第７０条第１項各号若しくは第７５条の４第１項各号の規定による招集命令又は第７１条第１項若しくは第７５条の５第１項の規定による訓練招集命令に応じやすい環境の整備に努めるものとする。

（支給等の状況の記録）

第15　各幕僚長は、各年度における給付金の支給等の状況を取りまとめ、別記様式第６による任期制自衛官退職時進学支援給付金支給等状況により記録し、保存するものとする。

（委任規定）

第16　この要綱に定めるもののほか、給付金の支給等に関し必要な事項は、人事教育局長及び各幕僚長が定める。

（給付金の支給の申請等の特例）

第17　この要綱は、令和２年３月２８日以後に退職した任用期間の定めのある自衛官について適用する。

別記様式第１

年　月　日　提出

自衛隊〇〇地方協力本部長　殿

申請者氏名

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給申請（変更届出）書

任期制自衛官退職時進学支援給付金の支給を受けたく、裏面記載の「了解事項」を了解の上、申請します。（任期制自衛官退職時進学支援給付金支給申請書の記載事項に変更があったので届け出ます。）

<table>
<tr><td colspan="2">① ふりがな
氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">② 認識番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 現住所（又は居所）</td><td colspan="2">備考：</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 電話番号（携帯可）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤ 任期制自衛官の任期満了退職（予定）年月日</td><td colspan="2">年　月　日　退職・退職予定</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥ 任期制自衛官としての最終所属部隊等名（詳細に記入）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">⑦ 予備自衛官又は即応予備自衛官の任官（予定）等状況</td><td rowspan="3">予備自衛官（陸・海・空）・即応予備自衛官</td><td>年　月　日任官予定・任官</td></tr>
<tr><td>年目／　任期目</td></tr>
<tr><td>年　月　日退職</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">⑧ 在学（予定）する大学名等</td><td colspan="2">大学　　学部</td></tr>
<tr><td colspan="2">在籍　年目／４年制・６年制</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　月入学予定・入学・休学・停学・退学・卒業予定・その他
備考：</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨ 大学在学中の居住地（予定）</td><td colspan="2">都・道・府・県　　市・区・町・村</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">⑩ 振込先金融機関（※）</td><td>振込機関</td><td>銀行・金庫・その他（　　）　　店</td></tr>
<tr><td>口座名義</td><td></td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td>当座・普通　　番号：</td></tr>
</table>

※「振込先金融機関」欄は、任期制自衛官退職時進学支援給付金支給申請書（以下「支給申請書」という。）の提出段階では記入せず、給付金の支給要件を全て満たし、任期制自衛官退職時進学支援給付金変更届出書（以下「変更届出書」という。）を提出する際に記入すること。

なお、支給申請（変更届出）書の記載事項が真正であることを申し添えます。また、支給申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出ます。

（備考）規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。

（支給申請書裏面）

≪添付書類≫

支給申請（変更届出）書のうち、上記記載事項が真正であることを証明するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める証明書類を添付すること。ただし、申請（変更届出）時点において、これらの証明書類が入手できない特段の事情がある場合は、準備が整い次第、速やかに提出することで可とする。

⑴　海外旅行及び留学により１か月（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）以上不在にするとき　滞在先等を証明する書類
⑵　任期制自衛官を任期満了退職したとき　任期満了退職を証明する書類
⑶　予備自衛官又は即応予備自衛官に任官したとき　任官を証明する書類
⑷　予備自衛官又は即応予備自衛官を退職したとき　退職を証明する書類
⑸　大学に入学したとき　入学を証明する書類
⑹　前年度に引き続いて大学に在学しているとき　在学を証明する書類
⑺　大学を１か月以上休学又は復学したとき　休学又は復学を証明する書類
⑻　大学を１か月以上停学となったとき　停学を証明する書類
⑼　大学を退学したとき　退学を証明する書類

≪了解事項≫

１　私は、この支給申請（変更届出）書の提出に当たり、支給の認定に係る審査に必要な書類を担当地方協力本部の長から求められたときは、これに応じ提出します。また、支給申請（変更届出）書の添付書類とは別に、大学の在学状況等を証明するため、定期試験を終了した都度「成績を証明する書類」を、大学を卒業したときは「卒業を証明する書類」を、速やかに、担当地方協力本部の長に提出します。

２　私は、次の事項を給付金の支給要件として了解します。

⑴　任用期間を定めて任用された自衛官であって、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第３６条第１項、第３項、第７項又は第８項に規定する任用期間を満了した日に退職した者であること。
⑵　予備自衛官又は即応予備自衛官として任用されていること（法第７０条第３項又は第７５条の４第３項の規定により自衛官となっている者を含む。）。
⑶　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条第１項に規定する大学（同法第８３条の２に規定する専門職大学並びに同法第１０８条に規定する短期大学及び専門職短期大学を除く。以下同じ。）の学部（同法第８６条の規定により夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を除く。）に在学していること。

３　私は、この支給申請（変更届出）書の記載事項に変更があったときは、「任期制自衛官退職時進学支援給付金変更届出書」を速やかに提出することについて了解します。また、変更届出書を提出せず、担当地方協力本部の長からの提出の求めにも応じないといった不適切な対応をとったときは、給付金が支給されないこと又は変更届出書を最後に提出した日の属する月の翌月以降の支給の認定が取り消されることについて了解します。

４　私は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月（当該事由が月の初日に生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月）以降の支給の認定が取り消されることについて了解します。また、既に支給された給付金の返納を国から求められたときは、当該金額の納期日までに納付します。

⑴　給付金の支給要件を満たさなくなったとき。
⑵　給付金の支給を受けるに当たり、偽りその他不正の手段を用いたとき（過失によるときを含む。）。
⑶　次に掲げるいずれかの事由以外の事由により、法第７０条第１項各号又

は第７５条の４第１項各号の規定による招集命令に応じなかったとき。

ア　心身に故障を生じたとき。

イ　配偶者又は１親等の血族が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態であるとき。

ウ　同居の親族が負傷又は疾病により重態であって、本人以外にその看護をする者がないとき。

エ　親族が死亡し、又は住居が滅失し、若しくは重大な災害をこうむった場合において、本人以外にその後始末をする者がないとき。

⑷　心身の故障その他正当な事由以外の事由により、法第７１条第１項又は第７５条の５第１項の規定による訓練招集命令に応じなかったとき。

⑸　給付金を受給した期間が、在学している大学の修業年限（学校教育法第８７条に規定する修業年限をいう。）に相当する月数を超えているとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、給付金を支給することが不適当であると支給機関の長が認めたとき。

５　私は、既に支給された給付金の返納を求められたときは、給付金の支給の認定を取り消された日から納付の日までの日数に応じ、返納を求められた金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利７．３パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として納付します。また、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１４．６パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として納付します。

【支給申請（変更届出）書記入に当たっての注意】

1　③「現住所（又は居所）」欄の備考欄は、海外旅行及び留学により１か月以上不在にする場合に、滞在先、滞在期間及び理由を簡潔に記入すること。

2　⑤「任期制自衛官の任期満了退職（予定）年月日」欄は、いずれか該当するものを○で囲むこと。(⑦「予備自衛官又は即応予備自衛官の任官（予定）等状況」欄、⑧「在学（予定）する大学名等」欄、⑨「大学在学中の居住地（予定）」欄及び⑩「振込先金融機関」欄も同じ。)

3　⑦「予備自衛官又は即応予備自衛官の任官（予定）等状況」欄の右側の上欄は、年月日を記入した上で、予備自衛官又は即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）に任官予定の場合は「任官予定」を、また、既に任官している場合は「任官」を○で囲み、中欄に勤続年数と任期を記入すること。また、下欄には、予備自衛官等を退職した場合に退職年月日を記入すること。

4　⑧「在学（予定）する大学名等」欄の中欄は、「４年制・６年制」のいずれかを○で囲み、例えば、大学入学後の初年度又は大学３年次から給付金の受給を希望する場合は在籍「１」年目と記入すること。下欄は、年月を記入した上で、大学に入学予定の場合は「入学予定」を、既に大学に入学している場合は「入学」を、大学を退学した場合は「退学」を、大学を卒業予定の場合は「卒業予定」を○で囲むこと。大学を１か月以上休学する場合は「休学」を○で囲み、備考欄に休学の理由及び休学（予定）期間を、また、大学を１か月以上停学となった場合は「停学」を○で囲み、備考欄に停学の理由及び停学（予定）期間を簡潔に記入すること。なお、「その他」を○で囲んだ場合は、備考欄にその内容を具体的に記入すること。

5　⑩「振込先金融機関」欄は、支給申請書の提出段階では記入せず、給付金の支給要件を全て満たし、変更届出書を提出する際に記入すること。また、「その他」を○で囲んだ場合は、括弧内に銀行及び金庫以外の振込機関を記入すること。

6　この支給申請書を提出するときは、この支給申請書の表題中「(変更届出)」の部分及び本文中「(任期制自衛官退職時進学支援給付金支給申請書の記載事項に変更があったので届け出ます。)」の部分を削除し、又は当該部分を二重線で抹消してください。また、この支給申請書に掲げる事項に変更を生じたときは、この支給申請書の表題中「任期制自衛官退職時進学支援給付金変更届出書」を除く部分及び本文中「任期制自衛官退職時進学支援給付金支給申請書の記載事項に変更があったので届け出ます。」を除く部分を削除し、又は当該部分を二重線で抹消し、この様式によりその内容を速やかに届け出てください。

7　給付金について不明な点がありましたら、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

別記様式第２

発　簡　番　号
年　月　日

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給認定通知書

年　　月　　日付で貴殿から申請（変更届出）のあった任期制自衛官退職時進学支援給付金について、支給要件を満たしていると認定し、下記のとおり支給する予定であることを通知します。

記

１　対象予備自衛官（即応予備自衛官）　　氏　名

２　支給番号　　〇〇〇〇

３　支給額　　円

４　支給対象期間　　年　　月　～　　年　　月
（　　年　　月支給予定）

５　支給認定の事由

（備考）規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。

（支給認定通知書裏面）

（注）

１　本給付金は、貴殿が支給要件を満たしている場合、予備自衛官に任用されている者にあっては年額４５，０００円が、即応予備自衛官に任用されている者にあっては年額２７１，０００円が、各年度において支給されます。ただし、支給要件を満たした月数が、その年度において１２に満たない場合は、当該給付金の額に、当該支給要件を満たした月数を１２で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が支給されます。

２　次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月（当該事由が月の初日に生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月）以降の支給の認定を取り消します。また、支給した給付金の返納を求めることがあります。

⑴　給付金の支給要件を満たさなくなったとき。

⑵　給付金の支給を受けるに当たり、偽りその他不正の手段を用いたとき（過失によるときを含む。）。

⑶　次に掲げるいずれかの事由以外の事由により、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第７０条第１項各号又は第７５条の４第１項各号の規定による招集命令に応じなかったとき。

ア　心身に故障を生じたとき。

イ　配偶者又は１親等の血族が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態であるとき。

ウ　同居の親族が負傷又は疾病により重態であって、本人以外にその看護をする者がないとき。

エ　親族が死亡し、又は住居が滅失し、若しくは重大な災害をこうむった場合において、本人以外にその後始末をする者がないとき。

⑷　心身の故障その他正当な事由以外の事由により、法第７１条第１項又は第７５条の５第１項の規定による訓練招集命令に応じなかったとき。

⑸　給付金を受給した期間が、在学している大学の修業年限（学校教育法第８７条に規定する修業年限をいう。）に相当する月数を超えているとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、給付金を支給することが不適当であると支給機関の長が認めたとき。

別記様式第３

発　簡　番　号
年　月　日

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

任期制自衛官退職時進学支援給付金不支給認定通知書

年　　月　　日付で貴殿から申請（変更届出）のあった任期制自衛官退職時進学支援給付金について、下記の理由により支給しないこととしたので通知します。

記

１　対象予備自衛官（即応予備自衛官）　　氏　名

２　不支給認定の事由

（備考）規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。

別記様式第４

発　簡　番　号
年　月　日

殿

自衛隊○○地方協力本部長

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給認定取消通知書

任期制自衛官退職時進学支援給付金の支給について、下記のとおり支給の認定を取り消すこととしたので通知します。

記

１　対象予備自衛官（即応予備自衛官）　　氏　名

２　支給番号　　○○○○

３　支給の認定を取り消す日　　年　　月　　日

４　支給認定の取消事由

（備考）規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。

別記様式第５

発　簡　番　号
年　月　日

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

任期制自衛官退職時進学支援給付金返納通知書

下記の金額を返納されたい。なお、別途納入告知書が送付されるので、その指示に従われたい。

記

対象予備自衛官 （対象即応予備自衛官）	氏　　名	
	支 給 番 号	
返　　納　　金　　額	円	

算出根拠	返納を求める既支給月	年　　月　～　　年　　月（　　ヶ月間）
	返納を求める金額 （支給日等）	
	合計金額	円

注：上記金額に加え、給付金の支給の認定が取り消された日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利７．３パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として納付されたい。また、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１４．６パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として納付されたい。

（備考）規格は、日本産業規格Ａ列４番の縦位置とする。

別記様式第６

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給等状況（　　年度分）

一連番号	支給番号	対象者氏名	認識番号	予備自衛官・即応予備自衛官の別	在学する大学名	学部	在籍年数	大学の修業年限（４年又は６年）	支給開始年月日	支給終了予定年月日	支給月数	支給額	累計支給月数	備考